

発注者等による対応が必要と考えられる死亡災害事例

No.	発生年	概要	発注者等による対応のポイント
1	R2	住宅新築現場において、手すり等のない足場から一人親方が転落したものの。被災者は墜落制止用器具を使用していなかった。	足場を貸与する者による適切な手すりの設置
2	R2	ごみ処理施設建築工事において、建築物に取り付けられた手すりを乗り越えようとして、体重を預けたところ、仮付け溶接だったため手すりが外れ、 <u>中小事業主</u> が墜落したものの。	手すりを設置した発注者側から請負業者に対する情報共有（手すりが仮付けである旨）
3	R2	砂・砂利の運搬を請け負った会社の社員がホッパー内で作業中、運搬を発注した会社の社員がホッパーを稼働し、運搬を請け負った会社の社員が砂の中に引き込まれ窒息死したものの。	発注者と請負業者による連絡調整
4	R3	機械式駐車場の地下天井ボードの貼り替え工事を受注した <u>下請事業者</u> の労働者が、作業中に近傍に設置されていた自動式二酸化炭素消火設備が（工事の影響で）誤作動を起こし、二酸化炭素中毒で4名が死亡したものの。	駐車場管理者（発注者）から請負業者に対する自動式二酸化炭素消火設備に関する危険有害情報の提供
5	R2	<u>被災者（請負業者）</u> は客先にて油圧ポンプの修繕作業等に際し、溶解炉室で作業を行っていたところ、客先の労働者が被災者の存在に気付かず炉窯を傾動したため、連動して動いたフレームに被災者の頸部が圧迫されたものの。	客先（発注者）による溶解炉の可動範囲への労働者以外の者も含めた立入禁止
6	R3	<u>被災者2名（社長及び労働者）</u> が客先のサイロ内で作業中、サイロ下部の排出口が自動で開かれ、碎石が流下し、それに巻き込まれ生き埋めとなり死亡したものの。	サイロ所有者（発注者）によるサイロ内作業（自社労働者以外の者による作業も含む。）時における排出口の運転停止
7	R2	リチウムイオン二次電池の部材を製造する設備の撤去作業において、処理槽の解体のため、 <u>請負業者の労働者</u> がプラズマ溶断を行っていたところ、内部にあったメチルエチルケトンに引火し、爆発が発生したものの。	発注者から請負業者に対する爆発危険箇所等に関する情報の伝達

8	R3	被災者（配送業者の労働者）は配送元からトラックに積んだコンテナハウスを被災地まで運搬し、運搬先でコンテナハウスを設置する建設会社の労働者が橋形クレーンを操作し、被災者はトラックの荷台で玉掛け等を行っていたところ、つり上げたコンテナハウスが荷振れし、トラックキャビンとの間にはさまれたもの。	荷主と運送業者との間における配送先での荷役作業の有無や作業方法の明確化
9	R2	生コン製造会社での検査業務を終えた被災者（個人事業主）が、同社の従業員がコンクリートミキサー車に生コンを投入するのをコンクリートミキサー車のステップ上で手伝っていたところ、ドラム出入口のブレードに巻き込まれて死亡したもの。	生コン製造会社（発注者）と請負業者による連絡調整
10	R3	木造家屋解体工事現場において、現場代理人が車両系建設機械を用いて擁壁の基礎部を掘削していたところ、擁壁が倒壊し、当該擁壁の付近にいた被災者（2次下請の一人親方）が擁壁に挟まれて死亡したもの。	元方事業者と請負業者である一人親方による連絡調整（車両系建設機械の作業計画）
11	R2	休業していた飲食店の店舗の改修工事において、当該店舗内の腐食した配管から漏洩したプロパンガスが店舗内に充満したことにより爆発し、 <u>工事の施工管理を行う労働者が爆発に巻き込まれたもの</u> （爆発により、店舗周辺の事業場や一般住民も被災）。	飲食店（発注者）によるガス設備を長期間使用しない場合におけるガス栓の閉止、配管の腐食状況の確認等
12	R3	木造2階建家屋新築工事において、1階の屋根を張る作業中、被災者（個人事業主）が高さ約3.7メートルの桁に乗って作業を行っていたところ、バランスを崩し、約2.2メートル下の足場に落下し死亡したもの。被災者は墜落制止用器具を使用していなかった。	元方事業者と関係請負人（個人事業主）との間での安全な作業に関する検討、個人事業主に対する安全教育の実施
13	R3	発電所の排水ピット内の清掃作業の委託を受けた会社の社長が労働者2名とともに清掃作業中、つまりが解消した際に生じた流水により排水路に流され死亡したもの（労働者2名は自力で脱出）。作業に係る安全管理は委託元である発電所から同社に一任されていた。	発電所（委託元）と清掃会社（委託先）との間での作業時期、作業方法、設備的な対策等に関する調整

14	R3	排水機場において <u>水門の管理を市から受託していた被災者が</u> 、河川上のゴミを取り除く「除塵機」のベルトコンベアに溜まったゴミの除去を手作業で行っていたところ、回転していた金属製の爪とコンベア側面の鉄板との間に挟まれたもの。	排水機場の施設管理者（発注者）による除塵機の本質安全化等
15	R2	窓ガラス清掃の作業現場であるマンション敷地内にて、 <u>清掃業者の労働者が屋上に上るため</u> 、マンション 13 階の外階段の庇の上から移動はしごを架けて屋上に登ろうとしたところ、移動はしごの上部が外れ、庇の上から地上に墜落したもの。	マンションの管理者（発注者）と清掃業者との間での安全な清掃作業方法（屋上への安全な昇降方法等）の調整
16	R3	製鉄所（発注者）の構内において、元請の作業員 1 名、1 次下請の作業員 5 名（代表者 1 名含む）、2 次下請の作業員 2 名の計 8 名により高炉上部に設置されたマンホールの蓋のパッキン交換作業を行っていたところ、他社の労働者がエアラインマスク供給エアに窒素を流し、これを吸い込んだ <u>1 次下請の作業員 3 名が被災した。【死亡なし】</u>	製鉄所（発注者）が請負業者に対して設備等を貸与する場合における連絡調整も含めた安全確保措置の実施及び必要な情報共有
17	R2	製鉄所構内において、脱硫塔に充填物を投入する作業を請け負った業者（2 次下請）の労働者が脱流塔内のグレーチング層の 2 段目において、充填物をならす作業をしていたところ、脱落したグレーチングとともに約 5 メートル下の 1 段目に転落し死亡したもの。	製鉄所（発注者）の組織内部における①本件作業を担当する部署と、②グレーチングの交換等を担当する部署による連絡調整（作業時のグレーチングの脱落防止措置等）
18	R2	舞台上で演奏会に使用した譜面台等の片付け作業を行っていた <u>被災者（ホールから委託を受けた会社の労働者）</u> が、荷物とともに搬器に乗り、電動で備品庫の床に向かって下降したところ、途中で備品庫の床に墜落したもの。	設備を管理するホール（発注者）による委託者に使用させる搬器への墜落防止措置（囲い等）の設置
19	R2	<u>被災者（1 次下請の労働者）</u> が 10 トンダンプトラックによるトンネル内のズリ出し作業において、坑口から約 250 メートル地点に設置されている不具合のあった集塵機を確認するため、トンネル内に歩いて入場したところ、安全通路の無い箇所を歩行中、ダンプトラックに轢かれたもの。	発注者の設計段階における坑内作業に応じた安全通路の確保

20	R2	<p>作業員（2次下請）が発注者から指定された貯油施設跡地内の残土置場において、地中に設置されていた地下貯油タンクの存在を知らされないまま、残土の整地・運搬作業をドラグショベルを用いて行っていたところ、タンクの蓋板が残土やドラグショベルの重みにより崩落し、ドラグショベルごとタンクに転落したものの。</p>	<p>発注者から業者に対する地下埋設タンクに関する情報及びこれに伴う作業の危険性に関する情報の提供</p>
21	R3	<p>県が管理する港湾の建物に設置された金属製扉（重量約1.2トン）を閉めていたところ、当該扉が倒壊して被災者（港湾労働者）の上に倒れたもの。金属製扉が設置された当初は、扉の上部がボルト2箇所にて接合されていたが、災害発生時はボルトに抜けや破断が生じており、扉の上部は支持されていない状態であった。</p>	<p>作業の発注者である港湾施設管理者による港湾施設の定期的な点検及び整備</p>